

議案第 3 2 号

芽室町上水道事業条例中一部改正の件

芽室町上水道事業条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 2 4 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町上水道事業条例の一部を改正する条例

芽室町上水道事業条例（昭和 41 年芽室町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「明友区」の次に「、共栄区、上伏古区、雄馬別区、東伏美区、西伏美区」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 5 月 1 日から施行する。

説 明

上水道の給水区域を拡張するのに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町上水道事業条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条の2 一略一</p> <p>2 給水区域は、本町区、中央町区、大町区、旭町区、愛生町区、新工町区、栄町区、幸町区、柏木町区、北町区、曙町区、東町区、寿町区、五条町区、一心町区、東栄西区、東栄東区、麻生町区、錦町区、錦町西区、桜木町区、美園区、花園町東区、花園町中央区、花園町西区、南町区、緑町東区、緑町西区、西町区、西園町区、泉町区、泉町東区、睦町区、西工町区、元町区、弥生中央町区、弥生西町区、弥生北町区、青葉西区、青葉東区、南が丘区、南が丘東区、南が丘西区、日甜区、下美生区、大成区、東めむろ第1区、東めむろ第2区、東めむろ第3区、東めむろ第4区、新生区、新生2区、北伏古区、中伏古区、博進区、坂の上区、栄区、明友区、<u>共栄区</u>、<u>上伏古区</u>、<u>雄馬別区</u>、<u>東伏美区</u>、<u>西伏美区</u>の全域並びに高岩区のうち、南5線27番地7と道道用地界との交点を起点として、道道を南進、南6線25番地1との交点を結び、更に南6線38番地4と南6線36番地1との交点、南3線37番地1と南3線35番地との交点、南3線45番地2と南3線47番地1との交点、南2線48番地3と西芽室区との交点、南1線35番地1と芽室川築堤との交点を終点とし、これを順に結んだ内側の区域とする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条の2 一略一</p> <p>2 給水区域は、本町区、中央町区、大町区、旭町区、愛生町区、新工町区、栄町区、幸町区、柏木町区、北町区、曙町区、東町区、寿町区、五条町区、一心町区、東栄西区、東栄東区、麻生町区、錦町区、錦町西区、桜木町区、美園区、花園町東区、花園町中央区、花園町西区、南町区、緑町東区、緑町西区、西町区、西園町区、泉町区、泉町東区、睦町区、西工町区、元町区、弥生中央町区、弥生西町区、弥生北町区、青葉西区、青葉東区、南が丘区、南が丘東区、南が丘西区、日甜区、下美生区、大成区、東めむろ第1区、東めむろ第2区、東めむろ第3区、東めむろ第4区、新生区、新生2区、北伏古区、中伏古区、博進区、坂の上区、栄区、明友区の全域並びに高岩区のうち、南5線27番地7と道道用地界との交点を起点として、道道を南進、南6線25番地1との交点を結び、更に南6線38番地4と南6線36番地1との交点、南3線37番地1と南3線35番地との交点、南3線45番地2と南3線47番地1との交点、南2線48番地3と西芽室区との交点、南1線35番地1と芽室川築堤との交点を終点とし、これを順に結んだ内側の区域とする。</p>

改正案	現 行
3と4 一略一 附 則 <u>この条例は、平成24年5月1日から施行する。</u>	3と4 一略一